

ヴィラージュ虹ヶ丘(介護予防)短期入所生活介護 重要事項説明書

1 本施設が提供するサービスについての相談窓口

【電話】 044-712-5511 (午前9時から午後5時まで)

2 ヴィラージュ虹ヶ丘(介護予防)短期入所生活介護の概要

本事業所が提供する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容に関し、ご利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

(1) 施設経営法人

法人名称	社会福祉法人 美生会
法人の所在地	川崎市多摩区宿河原 1-18-1
電話番号	044-930-5552
FAX番号	044-930-5558
代表者氏名	理事長 中島 秀彦
設立年月日	平成22年5月24日

(2) ご利用施設

事業所の種類	(介護予防) 短期入所生活介護
介護保険事業所番号	1475601652
指定年月日	平成26年6月1日
事業所の目的	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従って、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用の施設等をご利用いただき、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを提供します。
事業所の名称	ヴィラージュ虹ヶ丘(介護予防)短期入所生活介護
事業所の所在地	〒215-0015 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1-2号
電話番号	044-712-5511
管理者	奈部谷 光江
開設年月日	平成26年6月1日

(3) 施設の概要

定員	11人 併設地域密着型特別養護老人ホームに空床がある場合には、地域密着型特別養護老人ホームの定員の範囲内で(介護予防)短期入所生活介護サービス利用可能。
----	--

居 室	1人部屋 11室
浴 室	一般浴槽及び特殊浴槽
共同生活室	39.71 m ²
廊 下 幅	1.8m 以上
静 養 室	10.24 m ² (他事業所共用)
医務室・看護室	16.53 m ² (特養共用)
そ の 他	テレビ、冷暖房、洗面台、スプリンクラー、非常用照明 等

(4) 職員の配置状況

職 種	人 数
管 理 者	1名
生活相談員	1名
介 護 職 員	8名
看 護 職 員	2名
栄 養 士	1名
機能訓練指導員	1名

3 かかりつけ医の意見書

サービスの利用申込時には、ご利用される方の健康状態を把握し、適切な援助を行うため、かかりつけ医の診療情報提供書をご提出いただきます。

4 サービス内容

(1) 短期入所生活介護及び 介護予防短期入所生活 介護のサービス計画の 作成	利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、サービス計画を作成します。
(2) 食 事	朝食 7時45分から 昼食 12時00分から 夕食 18時00分から
(3) 入 浴	週2回入浴して頂けます(宿泊日数により異なります)。心身の状態等により清拭等の対応となる場合があります。
(4) 介 護	サービス計画に沿って、次の介護を行います。 食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、口腔ケア、移動介助、移乗介助、体位交換、シーツ交換等
(5) 機能訓練	機能訓練指導員が、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練をします。

(6) レクリエーション	施設行事やクラブ、ボランティア活動にご参加いただけます。
(7) 健康管理	サービス利用中の健康管理のための援助を、担当職員により行います。
(8) 生活相談	施設での生活上の様々なご相談をはじめとして、地域の社会資源や利用できるサービスのご紹介等をご相談に応じて行います。
(9) 理容・美容サービス	月1回サービスを実施しております。お支払は、サービス実施日に合わせてご持参ください。
(10) 訪問歯科	往診歯科を利用することができます。診療費は、歯科へ直接お支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)へお申し込みください。介護支援専門員が申込みの手続きを代行します。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は、当該月の3ヶ月先まで受付けが可能です。(例4月1日から7月のサービスの受け付けができます。)

(2) サービス利用契約の終了

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約ができます。

(3) サービス利用契約の自動終了

次の場合、通知がなくとも自動的に契約は終了とみなします。

ア ご利用者が介護保険施設に入所した場合

イ ご利用者が亡くなられた場合

ウ 介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

(4) その他

ご利用者が、サービス利用料金の支払を90日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合又はやむを得ない事情により施設を閉鎖若しくは縮小する場合は、90日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。

また、ご利用者やご家族などが本施設及び職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6 本事業のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

本事業は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。また、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。

本事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

来訪・面会	・面会時間は、9時から20時までです。
外出	・ご利用中に外出をされる場合、事前にご連絡をお願いします。
居室・設備器具の利用	・施設内の居室、設備及び器具は、本来の使用方法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、賠償していただくことがあります。
ペット	・ペットを連れてのご利用はご遠慮ください。
所持品	・入所期間に合わせて、最小限の所持品をお持ちください。
貴重品	・貴重品の持ち込みは、できる限りご遠慮ください。
宗教活動 政治活動	・施設内で、他の利用者または入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
食事	・食事が不要な場合には、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担」はありません。
迷惑行為等	・騒音等他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
その他	・面会時や外出から帰られる際に食べ物を持ち込まれることは、本施設では制限しておりません。ただし、栄養管理や衛生管理の問題上、必ず職員へご連絡くださいますようお願いいたします。なお、食中毒の発生等の要因となりますので、場合によってはお預かりすることができます。予め、ご了承ください。 ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。この場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分に配慮します。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合には、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。

8 非常災害対策

本事業所では、消火設備、非常放送設備等、災害や非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して、具体的な防災計画・避難計画等を立て、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的に実施いたします。

9 虐待防止に関する事項

本施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤ 本施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10 感染症対策の強化

- ① 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ③ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
 - (4)(1)から(3)までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

11 業務継続に向けた取組

- ① 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 ハラスメント対策の強化

本施設は、ハラスメント対策を強化するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しないための入発防止策を検討します。
- ③ 職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から以下を実施します。

- ① 利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用して各種会議等の実施をします。
- ② 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して各種会議等の実施をします。

14 サービス内容に関する相談及び苦情

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情受付窓口	電話番号	044-712-5511
	生活相談員	後藤 満加
	受付時間	月曜日から金曜日 9時から 17時まで

(2) 次の公的機関においても、苦情申し立てができます。

川崎市麻生区役所 高齢障害課	電話番号 受付時間	044-965-5148 月曜日から金曜日まで 8時30分から17時まで
神奈川県国民健康保団体連合会 介護苦情相談課	電話番号 受付時間	045-329-3447 0570-02-2110（苦情専用） 月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで

15 協力医療機関

医療機関名	電話	所在地
たま日吉台病院	044-955-8220	川崎市麻生区王禅寺 1105
川崎みどりの病院	044-955-1611	川崎市麻生区王禅寺 1142
鶴川記念病院	044-987-1311	町田市三輪町 1059-1

16 利用料金等

(1) 介護給付によるサービス（1日当たり）

次の料金表に基づいて、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と、滞在に係る自己負担額及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。

介護給付によるサービス 1単位=10.88円

短期入所生活介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所生活介護費	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
夜間職員配置加算（Ⅱ）	18単位				
サービス提供体制強化加算	(I) 22単位 (II) 18単位 (III) 6単位 /日				
看護体制加算	(I) 4単位 (II) 8単位 (III) 12単位 (IV) 23単位 /日				
認知症行動・心理症状緊急対応加算（実績による）	200単位/日（月7日限度）				
若年性認知症利用者受入加算（実績による）	120単位/日				
認知症専門ケア加算	(I) 3単位 (II) 4単位 /日				
緊急短期入所受入加算	90単位/日（月7日限度）				
生活機能向上連携加算	(I) 100単位 (II) 200単位 /月				
送迎加算(希望の方)	片道 184単位				
機能訓練体制加算	12単位/月				
在宅中重度者受入加算（実績による）	(I) 421単位 (II) 417単位 (III) 413単位 (IV) 425単位 /日				
療養食加算（実績による）	8単位/回				
口腔連携強化加算	50単位/回				
生産性向上推進体制加算	(I) 100単位/月 (II) 10単位/月				
医療連携強化加算	58単位/日				
看取り連携体制加算	64単位/日				
介護職員処遇改善加算 ※令和6年6月～	所定単位数に乗じる単位数 (I) 14.9% (II) 14.6% (III) 13.4% (IV) 10.6%				

特定処遇改善加算 ※令和6年6月～廃止	所定単位数に乘じる単位数 (I) 2.7% (II) 2.3%	
滞在に係る自己負担額	第1段階 820円	第2段階 820円
	第3段階 1,310円	第4段階以上 2,200円
食事に係る自己負担額	第1段階 300円	第2段階 390円
	第3段階 650円	第4段階以上 1,950円

予防給付によるサービス 1単位=10.88円

介護予防	要支援1	要支援2
短期入所生活介護費	529単位	656単位
サービス提供体制強化加算	(I) 22単位 (II) 18単位 (III) 6単位 /日	
送迎加算（希望の方）	片道 184単位	
療養食加算（実績による）	8単位/回	
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日（実績による）	
介護職員処遇改善加算	所定単位数に乘じる単位数 (I) 8.3% (II) 6% (III) 3.3%	
生活機能向上連携加算	(I) 100単位 (II) 200単位 /月	
口腔連携強化加算	50単位/回	
生産性向上推進体制加算	(I) 100単位/月 (II) 10単位/月	
機能訓練体制加算	12単位/月	
介護職員処遇改善加算 ※令和6年6月～	所定単位数に乘じる単位数 (I) 14.9% (II) 14.6% (III) 13.4% (IV) 10.6%	
特定処遇改善加算 ※令和6年6月～廃止	所定単位数に乘じる単位数 (I) 2.7% (II) 2.3%	
滞在に係る自己負担額	第1段階 820円	第2段階 820円
	第3段階 1,310円	第4段階以上 2,200円
食事に係る自己負担額	第1段階 300円	第2段階 390円
	第3段階 650円	第4段階以上 1,950円

- ※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※ 滞在と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。
- ※ 送迎加算は、送迎を希望される方に、療養食加算は主治医の指示がある方が対象です。

(2) その他の費用

内 容	費 用
① 理・美容代 ② 日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められる日用品費 ③ 教養、娯楽のための費用	実 費

(3) 滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられている方の場合、ショートステイの滞在費及び食費の負担が軽減されます。

対 象 者	区 分	滞在費 (ユニット型個室)	食 費
市町村民税非課税世帯	負担段階 1	820 円	300 円
	負担段階 2	820 円	600 円
	負担段階 3 ①	1,310 円	1,000 円
	負担段階 3 ②	1,310 円	1,300 円
上記以外の方	負担段階 4	2,200 円	1,950 円

(4) 利用料金等の支払方法

- ア 利用料金は、月毎に合計額を請求します。
- イ 当月の利用料金等の合計額の請求明細を、翌月 15 日までに利用者へ送付します。
- ウ 支払方法は、金融機関口座からの引き落としになります。ただし、手続が間に合わない場合に限り、窓口での現金払い又は指定口座への振込みとなります。

指定口座

横浜銀行 新百合ヶ丘支店 (830)

口座番号 6074340 普通口座

口座名義 社会福祉法人 美生会 (びせいかい) 理事長 中島 秀彦

(5) キャンセル料

利用者のご都合により短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護をキャンセルした場合には、次の料金をいただきます。なお、キャンセルする場合には、お早めにご連絡ください。

ア 入所のキャンセル料

入所日の前日の午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日の前日の午後 5 時までにご連絡がなかった場合	1, 950 円

イ 入所中のキャンセルの場合

ご利用者が中途退所を希望する場合などは、退所までの利用料金等を支払っていただきます。

(6) その他

ご利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を一時支払っていただきます。この場合、本事業でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口に提出して差額(介護保険適用部分の 9 割)の払い戻しを受けてください。

(介護予防) 短期入所生活介護サービス 重要事項同意書

(介護予防) 短期入所生活介護の利用にあたって、ご利用者に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項をご説明いたしました。

令和 年 月 日

事業所

所在地 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1-2号
名称 ヴィラージュ虹ヶ丘(介護予防)短期入所生活介護
管理者 施設長 奈部谷 光江
説明者 生活相談員 後藤 満加

私は、契約書及び本書面により、当該事業所から短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 _____ 印 _____

住所 _____

連帯保証人 兼 身元引受人 _____ 印 _____ (続柄) _____

住所 _____

電話 _____

連帯保証人 兼 身元引受人 _____ 印 _____ (続柄) _____

住所 _____

電話 _____